

公 示 送 達 書

公示第 3/ 号

令和8年8月13日

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び日進市税条例（昭和29年日進町条例第5号）第20条の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

送達すべき書類は、当市保険年金課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付するものとする。

愛知県日進市長 近藤 裕貴



送達すべき書類名

令和8年度

国民健康保険税

納税通知書

ZANG ENHUI

土井 一矢

中山 奈央子

工藤 尚人

JASIN KANDAGE THUSHARA RUWAN SAMPATH

送達を受けるべき者

備考

地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。